

食安輸発0201第2号
平成25年2月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(コロンビア産PITAHAYA (ドラゴンフルーツ) のテブコナゾール)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成25年1月31日付け食安輸発0131第1号)に基づき実施しているところです。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたことから、同通知の別表第2及び別表第3からコロンビア産PITAHAYA(ドラゴンフルーツ)のテブコナゾールの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。